三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2023年1月1日以降始期契約用

日常生活のリスクを補償する特約のご案内

加害者になった場合の備え

日常生活の事故で相手に損害を与えてしまった場合に賠償金などを補償



(神戸地裁2013年7月4日判決)

国内事故	国外事故
保険金額無制限	保険金額3億円

示談交渉

賠償事故の示談交渉は 三井住友海上におまかせください!

※日本国内の事故に限ります



キャッチボールをし ていたら、他人に ボールが当たり死 亡させてしまった。



キャリーバッグをひ いていたら、通行 人に接触しケガを させてしまった。



犬の散歩中、犬が 飛び出し通行人に ケガをさせてし まった。

賠償額

(仙台地裁2005年2月17日判決)

賠償額

(東京地裁2015年4月24日判決)

賠償額

こちらの60秒動画で分かりやすくご説明します!





URL: https://eqm.page.link/doiw

被害者になった場合の備え



日常生活の事故で相手との交渉を弁護士に依頼する費用などを補償



歩いていたらつき飛ばされてケガを負った。治療費 を請求したが応じてくれないため、弁護士に解決を 依頼した。

こちらの60秒動画で分かりやすくご説明します!





URL: https://eqm.page.link/kbbM

お車1台にセットすることで、ご家族全員の日常生活に関するリスクによる損害を補償します

※「ご家族」とは、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚の子をいいます。

- 「日常生活賠償特約」の補償の対象となる事故の範囲を、自転車での事故に限定する「自転車賠償特約」もございます。
- ●弁護士費用特約の補償の対象となる事故の範囲を、自動車・自転車に限定する「弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約」、また自動車のみに限定する「弁 護士費用(自動車事故型)特約」もございます。
- ●『GK クルマの保険』は家庭用自動車総合保険、『自動車保険・一般用』は一般自動車総合保険の略称です。
- ●このチラシは、「日常生活賠償特約」および「弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約」の概要をご説明したものです。詳細は『<パンフレット別冊>主な補 償・特約のご説明」『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご覧ください。また、ご不明な点については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル 〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉 https://www.ms-ins.com/contact/cc/ 〈お客さまデスク〉0120-632-277(無料)

こちらから

